

刑事

公訴時効を廃止するなどした「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 26 号）の経過措置を定めた同法附則 3 条 2 項と憲法 39 条、31 条

最高裁平成 27 年 12 月 3 日第一小法廷判決

平成 26 年(あ)第 749 号、強盗殺人被告事件／刑集 69 卷 8 号 815 頁／第 1 審・津地判平成 25 年 11 月 22 日／第 2 審・名古屋高判平成 26 年 4 月 24 日

MOUTAI Katsuko

最高裁判所調査官 | 馬渡香津子

事実

I 本件は、平成 9 年 4 月 13 日に行われた強盗殺人の事案であり、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 26 号。以下「本法」という）附則 3 条 2 項の合憲性が問題とされた。

すなわち、本件犯罪行為時の刑訴法 250 条では、強盗殺人罪の公訴時効は 15 年とされていたが、本件は、行為時から 15 年以上経過した後の平成 25 年 2 月 22 日に起訴された。これは、本件犯罪行為後の平成 22 年 4 月 27 日、強盗殺人罪等の公訴時効を廃止するなどした本法が施行され、本法附則 3 条 2 項は、本法施行の際その公訴時効が完成していないものについても、本法による改正後の刑訴法（以下「新刑訴法」という）250 条 1 項を適用するとしているところ、本件強盗殺人の公訴時効は、平成 22 年 4 月 27 日時点では完成していなかったため、本件については、新刑訴法が適用されたことによるものである。

そこで、公訴時効制度を改正した新刑訴法の適用範囲を上記のとおりに定めた本法附則 3 条 2 項が、遡及処罰を禁止した憲法 39 条等に違反するか否かが問題とされることとなった。

II 第 1 審では、本件公訴事実と争いはなく、量刑のみが争点とされ、第 1 審判決は、被告人を無期懲役（求刑・無期懲役）に処

したところ、被告人が控訴した。弁護人は、控訴趣意として、本法附則 3 条 2 項が憲法 39 条前段に違反し無効であるから、本件については公訴時効が完成しているので免訴が言い渡されるべきである旨主張したが、原判決は、第 1 審判決が本法附則 3 条 2 項を適用して公訴時効の完成を認めず、免訴の判決を言い渡さなかったことにつき、憲法 39 条前段やその趣旨に違反する点はないとして、控訴を棄却した。

これに対し、被告人が上告し、弁護人は、上告趣意として、本法附則 3 条 2 項は、本法施行前に行われた犯罪で本法施行時に公訴時効が未完成のものにも新刑訴法を適用するとしている点において、遡及処罰を禁止した憲法 39 条及び適正手続を保障した憲法 31 条に違反し無効である、と主張した。

判旨

公訴時効を廃止するなどした「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 26 号）の経過措置として、同改正法律施行の際公訴時効が完成していない罪について改正後の刑訴法 250 条 1 項を適用する旨を定めた同改正法律附則 3 条 2 項は、憲法 39 条、31 条に違反せず、それらの趣旨にも反しない。

解説

I. 本法立法経緯及び立法時の議論状況

1 公訴時効制度については、本法に先立ち、「刑法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 156 号）が平成 17 年 1 月 1 日に施行され、死刑に当たる罪についての公訴時効期間は 15 年から 25 年に延長されていたが、同法附則 3 条 2 項が「この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については……なお従前の例による」と定めていたため、同日以降も、本件強盗殺人の公訴時効期間は 15 年のままであった。ところが、同法施行後も、凶悪・重大犯罪に関する公訴時効制度の見直しを求める声が高まる